平成２１年（フ）第４８９号
栃木県宇都宮市今宮１丁目20番３号　朝日コーポ103、前住所栃木県宇都宮市平出町4070番地１　華美が丘六番館101
債務者　藤井　孝子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４９２号
栃木県宇都宮市針ケ谷町1006番地　株式会社エム・プロダクト方、前住所栃木県宇都宮市五代３丁目２番11号
債務者　藤田　　進
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４９３号
栃木県真岡市田町13番地11　モンパレス真岡第一２棟201号
債務者　飯田　義次
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４９４号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町126番地21　直井コーポ107号
債務者　蓮見　　勝
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４９９号
栃木県宇都宮市東宿郷４丁目６－５　舘野コーポ303号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市雀の宮６丁目８番19号
債務者　田崎　　舞
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時20分　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５０１号
栃木県鹿沼市西茂呂２丁目４番地１　レオパレスパークヒルⅡ　204号室
債務者　鈴木タイ子（旧姓筑井）
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５０２号
栃木県宇都宮市東宿郷４丁目２番７号　フリーデンハイム宇都宮1403、前住所栃木県日光市森友1513番地88　グランドハイツ永岡７号棟702
債務者　山﨑　晃二
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５０４号
栃木県宇都宮市上田原町107番地４
債務者　中里ひろみ
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５０６号
栃木県宇都宮市西川田町949番地４　メゾンシャルマン36Ｂ棟202号
債務者　宇賀神徳寿
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５１２号
栃木県下都賀郡大平町大字真弓1219番地、前住所栃木県下都賀郡大平町大字川連612番地１　クライムハイツ202号
債務者　菅沼　伸子（旧姓坂上）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５１３号
栃木県鹿沼市日吉町640番地　市営住宅４号棟14号室
債務者　田中　克枝
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５１８号
栃木県宇都宮市江曽島１丁目５番７号　グリーン安野コーポＡ棟102、前住所栃木県宇都宮市平出町3634番地３　竹澤寮403
債務者　町井ハツイ
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２１号
栃木県下野市駅東２丁目３番27号、前住所栃木県下都賀郡壬生町緑町１丁目９番７号　山添アパート201
債務者　平石　勇三
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２４号
栃木県鹿沼市貝島町527番地３　メゾン晃望台105号
債務者　山﨑　昭男
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２９号
栃木県日光市小倉820番地19
債務者　伊藤　朋子（旧姓田野井）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係